

平成十七年総務省令第四十三号

市町村の合併の特例等に関する法律施行規則（平成十七年政令第五十五号）第六十条並びに同令において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定に基づき、並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び市町村の合併の特例等に関する法律施行規則を次のように定める。

についての投票の請求」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは「投票実施請求書」と、「代表者証明書」とあるのは「投票実施請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは「投票実施請求代表者」と、第三号様式中「第七条」とあるのは「第十四条において準用する同令第七条」と、「第八条」とあるのは「第十四条において準用する同令第八条」と、第六号様式中「第四条第一項（第三条第一項）」とあるのは「第十四条において準用する同令第四条第一項（第三条第一項）」と、第七号様式中「五十分の一」とあるのは「六分の一」とする。  
（投票用紙の様式）

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書の様式)

**第八条** 令第二十二条において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第一項の規定による請求書は、公職選挙法施行規則第十条の四の規定による様式に準じて作成しなければならない。(郵便等による不在者投票における投票用封筒の様式)

**第九条** 令第二十二条において準用する公職選挙法施行令第五十九条の四第四項の規定による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十条の五の規定による様式に準じて調製しなければならない。

い。

(特定国外派遣隊員の不在者投票における投票用紙)

名審査録及び令第二十八条において準用する会  
第九条第一項に規定する署名収集証明書は、そ  
れぞれ第三号様式、第四号様式、第六号様式及  
び第七号様式に準じて作成しなければならな  
い。この場合において、第三号様式、第四号様  
式、第六号様式及び第七号様式中「合併対象市  
町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と、  
「合併協議会設置の請求」とあるのは「同一」請  
求に基づく「合併協議会設置の請求」と、「合併  
協議会設置請求書」とあるのは「合併協議会設  
置同一請求書」と、「代表者証明書」とあるの  
は「同一」請求代表者証明書」と、「請求代表者  
とあるのは「同一」請求代表者」と、第三号様式  
中「第七条」とあるのは「第二十八条において準

# 第一条 市町村の合併の特例に関する法律（平成

いる投票用紙は、第十号様式に準じて調製しなければならない。

用紙及び投票用封筒の請求書の様式)

準用する同令第七条」と、「第八条」とあるのは「第二十八条」とて準用する同令第八条

一八〇五海令第三十九号より  
第四条第一項の規定による請求に係る市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政

**第四条** (点字投票である旨の表示) 令第一十二条において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第三

選舉法施行令第五十九条の規定による請求書は、公職選挙法の第四規則第十条の規定による様式に準じて作成しなければならない。

と、第四号様式中「二人以上」とのものは、「二〇〇〇年四月一日以後」の同一請求様式市町村において「一人以上」と、第六号様式中「第四条第一項（第三条第一項）

2  
一項に規定する合併協議会設置請求書及び同項に規定する代表者証明書は、それぞれ第一号様式及び第二号様式に準じて作成しなければならない。

十九条第一項、第五十三条第三項、第五十四条第二項又は第五十九条の五の四第八項の規定による点字投票である旨の表示は、公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）第七条の規定による様式に準じるものでなければならぬ。

(特定国外派遣隊員の不在者投票における投西用封筒の様式)  
第九条の三 令第二十二条において準用する公職選挙法施行令第五十九条の五の四第七項の規定によればならない。

式) 第四条第一項(第三条第一項)とあるのは、「第二十八条において準用する同会議」である。

**第二条** 法第四条第十一項の規定による投票の請  
(投票実施請求書等の様式)  
簿、令第二条第二項に規定する署名収集委任状、令第四条第三項に規定する署名審査録及び令第九条第一項に規定する署名収集証明書は、それぞれ第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式に準じて作成しなければならぬい。

## 第五条 (仮投票用封筒の様式)

による投票用封筒は、公職選挙法施行規則第十九条の五の四の規定による様式に準じて調製しなければならない。

(投票録、開票録、選舉録及び不在者投票に関する調書の様式)

**第十二条** 法第五条第十五項の規定による投票の請求に係る令第二十九条において準用する令第十三条第一項に規定する投票実施請求書及び投票実施請求代表者証明書は、それぞれ第八号様式及び第九号様式に準じて作成しなければならない。この場合において、第八号様式及び第九号様式中「合併協議会設置協議」とあるのは、「同一請求に基づく合併協議会設置協議」とある。

2  
請求書及び投票実施請求代表者証明書は、それ  
ぞれ第八号様式及び第九号様式に準じて作成し  
なければならない。  
法第四条第十一項の規定による投票の請求に

(不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式)  
**第六条** 令第二十二条において準用する公職選挙法施行令第五十二条の規定による宣誓書は、公職選挙法施行規則第九条の規定による兼式(兼式)に準

第六十一条の規定による不在者投票に関する調書は、公職選挙法施行規則第十四条の規定による様式に準じて調製しなければならない。

2 市町村」と読み替えるものとする。  
法第五条第十五項の規定による投票の請求による署名簿令第二十九条において準用する令第十四条において準用する令第二条第二項に規定する

係る署名簿、令第十四条において準用する令第二条第二項に規定する署名収集委任状、令第十四条において準用する令第四条第三項に規定する署名審査録及び令第十四条において準用する令第九条第一項に規定する署名収集証明書は、それぞれ第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式に準じて作成しなければならない。この場合において、第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式中「合併協議会設置協議設置の請求」とあるのは「合併協議会設置協議

**第七条** 令第二十二条において準用する公職選挙法施行令第五十三条第一項及び第五十四条第一項の規定による不在者投票用封筒並びに同令第五十三条第二項の規定による不在者投票証明書及びこれを入れるべき封筒は、公職選挙法施行規則第十条の規定による様式に準じて調製しなければならない。

**第十一條** 法第五条第一項の規定による請求に係る署名  
の令第二十五条に規定する合併協議会設置同一  
請求書及び令第二十七条第一項に規定する同一  
請求代表者証明書は、それぞれ第十一号様式及び  
第十二号様式に準じて作成しなければならぬ。  
**二 法第五条第一項の規定による請求に係る署名**  
簿、令第二十八条において準用する令第二条等  
二項に規定する署名収集委任状、令第二十八冬各  
において準用する令第四条第三項に規定する署

定する署名収集委任状、令第二十九条において準用する令第十四条において準用する令第四条第三項に規定する署名審査登録及び令第二十九条において準用する令第十四条において準用する令第九条第一項に規定する署名収集証明書は、それぞれ第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式に準じて作成しなければならない。この場合において、第三号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式中「合併対象市町村」とあるのは「同一請求関係市町村」と

「合併協議会設置の請求」とあるのは、「同一請求に基づく合併協議会設置協議についての投票の請求」と、「合併協議会設置請求書」とあるのは、「投票実施請求書」と、「代表者証明書」とあるのは、「投票実施請求代表者証明書」と、「請求代表者」とあるのは、「投票実施請求代表者者」と、「第三号様式中「第七条」とあるのは、「第二十九条において準用する同令第十四条」とあるのは、「第二十九条において準用する同令第七条」と、「第八条」とあるのは、「第二十九条において準用する同令第八条」と、「第六号様式中「第四条第一項（第三条第一項）」とあるのは、「第二十九条において準用する同令第四条第一項（第三条第一項）」と、「第十四条において準用する同令第四条第一項（第三条第一項）」とあるのは、「第二十九条において準用する同令第四条第一項（第三条第一項）」と、「第七号様式中「五十分の一」とあるのは、「六分の一」と読み替えるものとする。」  
（準用）

**第十三条** 第三条から第十条までの規定は、法第五条第二十一項の規定による投票について準用する。

**第十四条** 令第四十三条第三項に規定する決算の調製の様式及び同条第一項の規定による書類の様式は、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十六条の規定による決算の調製の様式並びに同規則第十六条の二の規定による歳入歳出決算事項別明細書、実質収支による歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の様式に準じるものでなければならない。  
（合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件）

**第十四条の二** 地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。

この場合において、同項第一号中の「の納付」とあるのは、「（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この号において同じ。）の納付」と読み替えるものとする。

(合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定)

準用する地方自治法第二百三十二条の二の三第三項に規定する総務省令で定める事項について

規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十六中「指定納付

(合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定)

**第十四条の三** 地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項及び第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十三条の二第一項の二の三第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十二第一項及び第二項及び第二項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

2 地方自治法施行規則第十二条の二の十二第一項及び第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十二第一項中「地方自治法第二百三十三条の二の三第一項」とあるのは、「市町村の合併の特例に関する法律」(平成十六年法律第五十九号)第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項」と、同令第十二条の二の十二第一項及び第二項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

(合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の書面の交付等)

**第十四条の四** 地方自治法施行規則第十二条の二の十三の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十三条の二の二の規定による委託を受けた指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十三第一項中「地方自治法第二百三十三条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下」とあるのは、「市町村の合併の特例に関する法律」(平成十六年法律第五十九号)第四十七条において準用する地方自治法第二百三十三条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下この条において「歳入等」と、「により歳入等」とあるのは、「により歳入等(同条に規定する歳入等をいう。以下この条において同じ。)」と、同条第三項中「第十二条の二の十一第一項第一号に掲げる」とあるのは、「当該歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するため必要なもの」と読み替えるものとする。

(合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者を指定した場合の告示)

**第十四条の五** 地方自治法施行規則第十二条の二の十四第一項の規定は、法第四十七条において

準用する地方自治法第二百三十三条の二の三第三項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十四第一項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者による届出）

**第十四条の六 地方自治法施行規則第十二条の二の十五第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十三条の二の三第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十四第二項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。**

（合併特例区に係る指定納付受託者による届出）

**第十四条の六 地方自治法施行規則第十二条の二の十五第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十三条の二の三第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十五第一項中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条规定する地方自治法第二百三十三条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。**

2 地方自治法施行規則第十二条の二の十五第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者（法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十五第一項中「指定納付受託者」とあるのは「指定公金事務取扱者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条规定する地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の報告）

規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十六中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十二条の二の三第三項に規定する指定納付受託者をいう。）」と「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同第一条中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と、「歳入等」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次号において同じ。）」と、同一条第二号イ中「第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる」とあるのは「歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と、同号ロ中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と読み替えるものとする。





第三号様式

一 沖縄から渡りて南洋へ、那覇を経て、六、那覇を出る。沖縄島上あることは、市町村の合併の特例に属する佐世保は今那須島那須島にはこれを行なはねばならぬ。

第四号様式  
（市）町村を合併対象市町村に対する合併協議会設置の請求に係る署名取扱任  
務者（氏名）（略）

第四号様式

第四号様式  
（市）町村を合併対象市町村に対する合併協議会設置の請求に係る署名取扱任  
務者（氏名）（略）

第五号様式  
第六号様式

第七号樣式

第八号樣式

第九号樣式

主な 特徴	主な 特徴	主な 特徴
主に、 「アーティストの個性」を 重視する傾向がある。 （アーティストの個性）	主に、 「アーティストの個性」を 重視する傾向がある。 （アーティストの個性）	主に、 「アーティストの個性」を 重視する傾向がある。 （アーティストの個性）
アーティストの個性を尊重する傾向がある。 （アーティストの個性）	アーティストの個性を尊重する傾向がある。 （アーティストの個性）	アーティストの個性を尊重する傾向がある。 （アーティストの個性）
アーティストの個性を尊重する傾向がある。 （アーティストの個性）	アーティストの個性を尊重する傾向がある。 （アーティストの個性）	アーティストの個性を尊重する傾向がある。 （アーティストの個性）
アーティストの個性を尊重する傾向がある。 （アーティストの個性）	アーティストの個性を尊重する傾向がある。 （アーティストの個性）	アーティストの個性を尊重する傾向がある。 （アーティストの個性）

問		答	
問題	選択肢	選択肢	選択肢
問1	○	△	□
問2	○	△	□
問3	○	△	□
問4	○	△	□
問5	○	△	□
問6	○	△	□
問7	○	△	□
問8	○	△	□
問9	○	△	□
問10	○	△	□
問11	○	△	□
問12	○	△	□
問13	○	△	□
問14	○	△	□
問15	○	△	□
問16	○	△	□
問17	○	△	□
問18	○	△	□
問19	○	△	□
問20	○	△	□

第十二号様式

第十三号様式